

会 議 録

会議の名称	第3回白岡市参画と協働のまちづくり審議会
開催日	平成27年7月31日(金)
開催時間	午後3時から午後5時まで
開催場所	白岡市役所 庁舎4階 会議室404
会長の氏名	内山欣春
出席者(出席委員)の氏名・出席者数	渡部 勲、神田芳晃、嶋津哲夫、五十嵐泰子、南 宣男、東川 勲、長谷川 博、内山欣春、弓木和子、池澤照江 10人
欠席者(欠席委員)の氏名・欠席者数	なし
説明員の職・氏名	市民生活部 部長 野口仁史 地域振興課 課長 河野 彰 地域振興課 課長補佐 大谷昌司 地域振興課 主査 市民協働担当 内田英俊 地域振興課 主任 市民協働担当 森島直希
事務局職員の職・氏名	市民生活部 部長 野口仁史 地域振興課 課長 河野 彰 地域振興課 課長補佐 大谷昌司 地域振興課 主査 市民協働担当 内田英俊 地域振興課 主任 市民協働担当 森島直希
その他会議出席者の職・氏名	傍聴者 3人
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 会議事項 (1) 行政に係る自治のあり方の検証について (2) 次回開催日について (3) その他 4 閉会

配布資料	会議次第 資料1 検証の視点 資料2 検証チェックシート
------	------------------------------------

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<b>1 開会</b> 河野地域振興課長の進行により会議が開会した。
内山会長	<b>2 挨拶</b> 内山会長から挨拶がなされた。
事務局（内田主査）	<b>3 会議事項</b> <b>(1) 行政に係る自治のあり方の検証について</b> 事務局から資料1及び資料2について、説明がなされた。
内山会長	(質疑) 説明に対して、あるいは資料に対して何かご意見等がありましたら、お願いします。
A委員	検証の対象は、自治基本条例にまつわる投票条例と参画条例も入っていると思いますけれども、そちらの方については今のところ検証チェックシートに無いのですが、これはいつごろですか。
事務局（内田主査）	今回は全体的なものを御用意させていただきました。階層でいくと一つ具体的な階層となりますので、同時にお出しするというよりも次回以降でと考えておりました。4回目以降で議論したいと思います。
A委員	市民参画条例と住民投票条例について、こういったチェックシートで同じように検証が行われるということで理解してよろしいですね。
事務局（内田主査）	検証シートという意味ではですね、このとおりの形式になるかわかりませんが検証の対象としたいと考えております。

B委員	<p>このチェックシートは、行政の側から内部検証を行った結果として、作ったということですね。それから議会に対しては申し入れをされていて、8月13日までに結果を出してもらおう。それについては、次回の審議会で内部検証されたものを我々審議会ですらに検証して、そしてその検証した結果を今度は市民にまた公表して、その内容について市民からの検証を受けるという順序で、意見を求めるということですか。</p>
事務局（内田主査）	<p>事務局としての考えとしては9月末までの検証に当たりましては、アンケートですとかパブリックコメントを実施するのは、期間的に難しいと考えております。</p> <p>アンケート等につきましては、答申をいただいた後に市民参画の周知を含めた形で実施して、市民の意向を確認したいと考えておまして、今回の検証は時間が少ないことから、実施しない形を考えております。</p>
B委員	<p>この審議会での検討・検証をもって、検証はとりあえず終わったという形で、その内容を9月末には遅れるかもしれないけれども、市民に公開して、御判断を仰ぐということですね。</p>
事務局（内田主査）	<p>答申をいただきましたら、当然そちらの方はホームページ等で公開していくこととなりますので、そういったものを踏まえまして、市の方向性を出していかないとならないと考えております。</p> <p>先ほど申し上げたように制度自体の周知などを含めて市民の皆様アンケート等で認知度ですとか意向等を伺うことを検討して参りたいと考えております。</p>
B委員	<p>何度も申し上げますが、これをもって検証が終わったということにはならないので、肝に銘じていただきたい。今回は、2～3か月の間にただ形を整えたというだけであって、決して検証が徹底したと私は思っておりません。</p> <p>この経験を次に生かすような考え方で、次の4年間により発展した、徹底した検証の形を作らなければならないと思います。こ</p>

<p>内山会長</p>	<p>の最後の所に、今回の検証結果を踏まえて次回以降の検証方法を検討すると書いていただいていますけれど、これは大事なことであって、経験を生かして、その先に進むという考えでお願いします。</p> <p>他に何か御意見ありますか？</p>
<p>C委員</p>	<p>3ページの職員の責務の件で、職員の参加が少ないと書いてあります。面白い講義ではないからという気がするんですね。私が住んでいる新白岡の住民の中でも、結構経歴が豊富な人がいて、職員の困った問題に関していいヒントになる話ができる人がいると思っています。</p> <p>ですから、面白い人が話せば皆聞きに来ると思うので、ある問題に関してはこういう講師を募集しますとか、人選に関しては、いろいろな知恵を出したら面白い人に来てもらえるという可能性はあると思っています。</p>
<p>内山会長</p>	<p>具体的に御意見があったようですが、その時々々の市民からのニーズとか、反対に職員さんが知りたいこと、勉強したいことがあれば、そういった経験がある方の御意見、お話を聞くということもいいのではということですね。それは実際の運用の中でいろいろ検討するということですよ。</p>
<p>A委員</p>	<p>検証のところで2番目に、時代や社会情勢の変化に即したものとなっているかとなっていますが、今は総合振興計画が必ずしも義務付けられておりませんので、自治基本条例等を根拠にして行政、計画的な行政、総合振興計画をやっている自治体が結構あるのです。</p> <p>その点を考えますと時代情勢としては、かなり変わってきているので、自治基本条例の中で、市の総合振興計画を義務付けるような規程が必要なのではないかということの問題提起しておきたいと思います。</p> <p>それから、全体的に参画及び協働ということが自治基本条例の</p>

<p>内山会長</p>	<p>骨格を成すのですから、このところを集中的に参画条例や自治基本条例が実際に機能しているかということ意識しながら検討すべきではないかと思います。</p> <p>全体的な時間も無いので、そういうところに焦点を合わせながら具体的な議論を進めると問題点がはっきり見えてくるのではないかなと思います、提案します。</p> <p>今の二つの御意見に対して、事務局として答えられるものがありますか。</p>
<p>事務局（河野課長）</p>	<p>1点目の総合振興計画の関係ですが、白岡市は別に条例を制定いたしまして、総合振興計画の基本構想について議会の審議を受けるということを定めております。</p> <p>実際には今までどおりの形で議会にお示しして、計画を立てています。法律的には変わりましたが、内容的には条例に拠って計画を策定しているというところでございます。</p>
<p>A委員</p>	<p>自治基本条例は、いわば憲法ですから、そのところは示さないとまずいのではないかなと思います。</p>
<p>事務局（河野課長）</p>	<p>総合振興計画は今までどおり重要視しているという状況です。いろいろなものを含めて自治基本条例を推進していくことはよろしいのではないかと思います。</p> <p>それと、参画と協働の関係のお話がありましたが、確かに、そこが一番検証的に重要なところですね。参画条例の中で、どういった問題点があるのか、もしくは改善策がどうなのかということ今後の会議でお示しさせていただきたいと思っております。</p>
<p>内山会長</p>	<p>他にご意見等ございますか。</p> <p>今の白岡の行政の流れは、上位に総合振興計画というものがあって、それに基づいて時々事業を進めていくシステムとなっています。このシステムは条例とか規則とかで決まっていますね。そういったものを自治基本条例の中で一言述べた方がいい</p>

A委員	<p>のではないかとということがAさんの御意見です。例えば、総合振興計画は将来に亘って白岡の行政の基本ですというようなことが入ればいいのでしょうか。どうでしょうAさん。</p> <p>市長の責務の中に同じような条文があるので、そこにちょっと加えることによって十分補えると思います。自治基本条例の中にも計画行政に基づいてという事を一言入れておけば、それで縛れます。</p>
D委員	<p>3ページ目で8条の行政の責務と市長の責務と別れているのですけれど、この区別というのはどのようなことでできているのでしょうか。</p>
事務局（河野課長）	<p>市長の責務は、市の統括責任者として市長としての重要な責務がございます。行政全般的な責任も負うのですが、市長としての責務ということ抜き出したということです。行政と申しますと市の全般ですが、合わせて市の責任という形になると考えているものでございます。</p>
内山会長	<p>今の説明でよろしいですか。</p>
D委員	<p>はい。</p>
A委員	<p>二元代表制の住民から選ばれる長として、行政の責任は最高責任者の市長であるので、行政の責務というのも長が包括的には市長の責務だけれども、あえて分けたという経緯ですね。</p>
内山会長	<p>他に何か御意見はありますか。</p>
A委員	<p>確認しておきたいのですが、第6章の16条の地域活動及び地域自治組織について、これを議論した時には、あえて行政区という言葉を使わなかったのですが、ここに地域自治組織と書いてある。</p>

	<p>取組状況に行政区運営交付金と記載してあるのですが、行政区というのは行政区設置規則というのがあって、これは市の組織なのです。厳密に言うと、行政区は自治組織ではないのです。行政区という区ごとの自治組織がある。行政区何々区と、町内会が一緒になっているということなんです。</p> <p>だから、本当は行政区費というのは取ってはいけないのですが、行政区ごとに自治組織というものがあるということになっていて、本当は町会費という形で取っているんですけど、区費という名前で取っているところがほとんどなんです。</p> <p>そういうところでちょっと微妙なので、この行政区という言葉の使い方は慎重を期さないといけないと思います。行政区長は特別職の地方公務員となっておりますし、報酬をもらっておりますので、行政区は自治組織ではないのです。</p> <p>しかし、実際には兼ねている。白岡は、自治組織と行政区というのが融合して機能している複雑なところがあって、このことばの使い方は非常にデリケートなのではっきりさせておかないといけない。</p> <p>こうしたことがあって、この地域活動及び地域自治組織という言葉を使っているんです。行政区は元々自治組織ではないのに、チェックシートに行政区運営交付金と記載されていて、いかななものかなという感じがあります。</p>
B委員	Aさん、行政区費って納めているんですか。
A委員	取っているところもあります。
B委員	その金はどこに行っているのですか。
A委員	それは、行政区という名前の自治組織が集めているのです。
B委員	それは紛らわしいですね。白岡では行政区は、公の組織なのですから。
	あと、自治会と行政区で、自治会にも行政区にも救われない人

	<p>が白岡にはいるのです。自治会には入りませんという人がいて、その人は本来、市から行政的サービスを受けられるはずなのに、自治会に入っていますかと聞かれて、入っていませんと言うと、自治会に入っている人が普通に受けられているサービスを受けられませんという回答が市役所からあったと聞いています。</p> <p>市民は必ず行政区の一員になるはずなのです。自治会に入っていないからといって、行政区の対象の市民が市から受けられるサービスを受けられないというのはおかしい。</p> <p>白岡の場合、その辺の組織的なことがこんがらがっていて市民も誤解しているところがあるし、行政も自治会も誤解しているのです。このチェックシートもそれをよく表している。</p>
事務局（内田主査）	<p>ただ今のお話ですけれども、行政区というのはA委員さんがおっしゃっているとおり、行政区設置規則というものがございまして、それに基づいて設置しているものでございます。行政区というのは、ここからここまでの地域は〇〇区ということで設置されているもので、その中に住んでいる方は行政区の方ということです。区長さんに報酬も非常勤特別職としてお支払いしているわけですけれども、職務として例えば広報配りをするのですが、それは行政区に住んでいる方全員に対してということでお願いしております。</p>
B委員	<p>自治会に入っていない方には、それはできません。そういう答え方をする方もいらっしゃるようです。</p>
事務局（内田主査）	<p>お話の中で市がそういったことを答えているということがありましたけれども、市としては各区長に必ずどなたに対しても広報をお配りしてくださいとお願いしておりますので、それが現実には追いついていないところもあるのかもしれないですけれども、そういうことを無くしたいと考えております。元々、そういった考えがあっただけというわけではないので、そこは御了解ください。</p>
内山会長	<p>私は、岡泉行政区を預かっていますが、現実には、行政区のメ</p>

	<p>ンバーになって行政区の内部に住んでいるのですが、行政区には加入しないですよという方がいらっしゃいます。そういう方達には、市からの例えば広報とか回覧とかそういった情報が流れないという課題がありますね。</p> <p>それから逆に、行政区には入らないけれども、お金を少し出ささせてください、つまり、区費を払いますという方もいらっしゃいまして、区費を払うからどうぞ情報を流してくださいと、こういう方もいらっしゃる。</p> <p>行政区はやり方として、全世帯の方に行政区のお仕事を順番にやってもらうのですが、中には、その責任を果たすことができないという方もいらっしゃいまして、そういった方に対する対応も苦労しているところです。</p> <p>とは言っても、行政区を預かる人間としては、できるだけ多くの方にサービスをお届けしたいということで配慮してやっています。なかなか、そこは市民の意向と通じない部分があります。Eさんはどうですか。</p>
E委員	<p>そうですね。皆さんの意思もありますし、アパートに入っている方たちは、すぐに出ていくから、入らないとか、お祭りなどのお手伝いもできないとか、いろいろな問題も出ています。</p>
A委員	<p>行政区は、元々ある一定の区域の人が全て入っている。それで行政区長さんを任命していて、その区域の人は、入るか入らないかは関係ないんですよ。区費も納める必要が無いんです。</p> <p>けれども、行政区という名前の自治会を作っているから、そこに区費を納めるとか納めないとかという、行政区と自治会を混同している。</p>
F委員	<p>報酬をもらっているということは、その行政区にいる人たちに、市からの広報紙等を配布する仕事を任されているのですから、本来入っているいないは関係ないのではと思います。</p> <p>ただ、現実のところ、今、会長さんがおっしゃったように役割分担が順番で来るから、それをやりたいとかやりたくないとか</p>

A委員	<p>という所で、払いませんとか。じゃあ入らなければ、情報は行きませんとか、違う方向に行っちゃっているんです。</p> <p>本来の行政区というあり方と、区長さんのあり方と、行政区の運営で違うところへ行っちゃっているんです。</p> <p>だから区長と言っているのが、いわゆる自治会長と全部一緒になっているんです。区費といっても、実際は自治会費なのです。行政区というのは本当は入っている入っていないは関係なく、行政区という名前の自治会なんですよ。</p>
E委員	<p>我々は、行政区に入ったイコール区費っていう名前でお金を払うという感じに受け止めてしまうのです。</p> <p>自治条例を作っている時にもそういう話が出て、難しくて、私は未だに理解できない点もたくさんあるのです。ですから、分かりやすくできたらいいなと思っていたのです。</p>
内山会長	<p>Gさんも長く区長をやっていましたが。</p>
G委員	<p>新しく転入してきますと、そこへ行って事情を説明して、中には、分かりましたと言って素直に入ってくれる人がいました。</p> <p>ところが、入っていて途中で抜けちゃう人がいるのです。メリットが無いとか何とか言って。後は、先ほど言ったように役が来るから嫌だとか。そういうので途中で辞めてしまう人がいるのです。</p> <p>そういう人には市からの情報は、私の所へ来てくださいと。個人個人に配るのは義務ですから。でも、そういうことをやると区費を集めている人から反発というか苦情が来るのです。今まで入っていて急に辞めた人に区長さんがいちいち配るのなら、私も抜けるというふうになってしまうと。</p>
E委員	<p>それとこれとは違うという意識、マニュアルのようなものがあつたら、住民もだんだん分かっていくのではないのでしょうか。行政区は行政区ということ。</p>

F 委員	<p>最初にちゃんと話をしておかないから、行政区での運営の仕方が違ってくるのでは。私の地区では団地ができた時に自治会を作り、その後に行政区になったので自治会長が区長という形をとっています。</p> <p>基本的に団地に引っ越してくると自治会に入ることになっています。</p> <p>自治会長は立候補により決めており、広報紙等の配布は各班の班長が全戸に配布しています。</p>
G 委員	<p>うちの方は、まとめると220世帯程度あるんですよ。団地は127世帯程度あり、そこはそこで別に自治組織があって、班長2人で、その中で行事とかをやっている。</p> <p>御成街道沿いなんですけれども、上野田第1行政区の飛び地があり、自治防災組織を作るって言っても、ちょっと困っているのです。前から行政側から防災組織を作るように言われていますが、そういうような事情で、なかなか進まないのです。</p>
内山会長	<p>若干、話題が逸れていますけれど、どうもそこに表現の仕方を含めて、運用上の問題がありそうですね。</p>
F 委員	<p>16条で行政区に運営交付金とあるのは、ちょっと違うということをおAさんは言いたいんですよね。</p>
A 委員	<p>行政区に出しているのだけれど、そうすると自治組織ではない。</p>
B 委員	<p>行政の組織の行政区に交付金を出して、参画と協働になるのか。そういう考え方で見なければいけないんです。</p>
A 委員	<p>私のところは氏子が重なるんです。だから余計複雑なんです。みんな氏子だと思っていないんですけど、みんな氏子なんです。行政区と自治会と氏子組織が重なっているから。</p>

G委員	うちは分離している。氏子は。
D委員	行政区の区長さんには、特別職として報酬がある。ですが、当番になった方には何もない。
G委員	それは行政区の中のことですからね。それは、それぞれの行政区の中で役員手当をお渡しするところがあります。
F委員	行政区長がいて、組長がいるとか班長がいるとか、いろいろな組織の作り方がある。行政区長は市の方からで、行政区の中身はどういうふうにするかと。うちには自治会からも報酬を出しています。組長とか班長とかは報酬は決めてないですが、任期が終わったときに、ご苦労様という形で出ています。それは個々に違うんじゃないですか。
内山会長	区長と区長代理には報酬が支給されます。これもある一定の基準で、世帯数とかを含めて決まってくるのですけれど。
G委員	世帯数と面積と。
内山会長	あとは区長、区長代理より市民に近いレベルで班長さんとか。岡泉の場合は耕地員さんがいて、それは年間3月に総会がありますけれど、その時に耕地員さんはいくら、班長さんはいくらということで、これが行政区の予算の中から繰り出しをしています。金額はたいへん少ないのですけれど。1年間のご苦労に対して本当にご苦労様でしたと、少しの金額ですけれど出しています。
F委員	それは、行政区によって全部違うんだけれどね。
C委員	この4ページの表現でね、行政区運営費って書いてあることは、行政区と入れると、何かおかしくなっちゃうんですか
A委員	地域自治組織と書いてある。

F 委員	<p>地域自治組織に対する取組みではないのではということです。行政区運営費というこの言葉が。</p>
B 委員	<p>実態は重なっているところが多い。行政区は建前上、行政の組織である。そこにお金を出して自治組織を支援したということにはならないでしょうと。</p>
F 委員	<p>自治組織として支援しているならいいですけど、行政区に出している。行政区の中に自治組織があるところもある。</p>
A 委員	<p>名前が一緒に兼ねている。</p>
内山会長	<p>最近の傾向ですけどね、区長への要望も結構増えてきている。区長で消化できるものと、そうでないものがあるわけですけども、それも行政区設置規則に基づくと、ほとんど狭い領域しかないのです。そういった要望も多い状態になってきたということで、是非、行政区設置規則とか、自治基本条例の中にそういった文言を書き加えるとかということもご検討していただきたいと思います。</p>
B 委員	<p>今の地域自治組織のところですけど、チェックシートの書き方を見ていると、行政自体が行政区に頼りすぎている。市民の自由な参画と協働をベースにして市政及び市のまちづくりをやらなければならないのに、行政区に頼りすぎているという印象を受けます。</p> <p>行政区は、現実に機能していますが、それ以外の住民の自治的ないろいろなグループだとか組織だとか地域を離れた、地域全体に広がるような、そういう組織だとか、NPOだとかそういったものにもどんどん支援をして育てるとか、視点と発想を変えて欲しい。</p>
F 委員	<p>それを一番先にAさんは話されたんですよね。</p>

B 委員	その辺が行政区のことばかりとなっていて、偏向があるような気がします。
事務局（河野課長）	チェックシートの行政区という言葉を変えようということにいたしましても、その辺を課題と問題点、改善点ということで、行政区以外のところにも広げていくようにしていきたいと考えております。
A 委員	これは見直しの方向性としては、1ではなくて2ではないですか。これまでどおり取り組んでいくだけでは、まずいかなど。
内山会長	行政区の議論がいくつかある中で、1よりも2という感じですか。あと表現の仕方はどうなんですか。行政区運営交付金等による行政区の支援。表現も、検討してもらった方がいいかもしれないですね。見通しの方向性も。1ではないと。1ではないということは4もあるということですよ。その他ご意見等ありますか？
F 委員	広い意味で言うと、行政区運営交付金という内容は、地域活動及び地域自治組織に対する取組ではないのではないですか。
内山会長	確かにおっしゃるとおりだと思いますね。そういう意味も含めて取組状況、表現の仕方を検討してもらいたいと思います。
A 委員	ただ、白岡の自治組織は行政区という名前を使っていますが、よく見ると、自治組織になっているところが圧倒的に多いんです。実際、自主的にやっているんですよ。お金を集めることも、行政区という自治組織であれば、集めたって構わないわけだし、そういうことで集めていることだって1つの自主活動だと思います。
F 委員	運営費として集めているのですからね。
A 委員	お祭りだとか盆踊りだとか、強制されているわけではないです

B 委員	<p>から。全部自主的にいろいろなことをやっているわけです。</p> <p>だから、行政区の名前になっているけれども、そういう活動をやっていることは間違いありません。それはとても評価していいことなのです。</p> <p>行政の文言としては間違っています。行政区という公の組織があるのに、行政区と書いて、それは自治会とか。</p>
A 委員	<p>いや、その辺は、おかしいんですけど。</p>
B 委員	<p>行政区という名前をつける自治会自体がおかしい。それは、自治会という名前をつけなければ。だからおかしくなってしまう。その辺の所が市民の間に誤解があって、混同している。</p> <p>はっきりさせないと悲劇が起きたり喜劇が起きたり、いろんな事が起きるとのことなんですよ。</p>
内山会長	<p>それは私も感じます。地域によっては、行政区という地域の中で行政区以外の自治会を作っている。</p> <p>起因するところは区費が取れないからということで、自治会を別規定で作って運営していることだと思います。岡泉の例を申し上げれば、行政区設置規則に基づく範囲内でやっていますので、日々のなかでいろんな話が来ます。介護とか、あの家庭が2人も高齢で動けない状況、外部からの情報が流れない状況、こういったものをどうするんですかとか。解決できるのは民生委員さんの仕事の中で対応してもらっている。行政区には個人の家庭の状況、情報は入ってきません。その所のやり方を将来は検討する必要があるのかなと強く感じているところです。ちょっと話題を移しましょうか。</p>
A 委員	<p>この辺の自主的な機能を強めることが、自主組織として重要なので、そういう方向に向いていけばいいことなのです。あくまで自治組織を強化していく。自主的な機能を強化していくような区長会が行われていけばいいんですけども。</p>

内山会長	何か他に。
D委員	<p>1 ページの市民ところで、市民とは市内に在住し、在勤し、又は在学する者及び市内で事業を営むもの又は活動するものをいうと書いてあるのですが、活動するものとは、具体的にボランティア活動とかそういうことですか。規定とかあるのですか。</p>
事務局（内田主査）	<p>これにつきましては、第1回会議でお配りした資料5をご覧くださいとわかりやすいかと思います。市民とは、というところをご覧くださいますと、在勤、在学している者、市内で事業活動や市民活動などを行っている個人、法人、団体のことということで、市内に住んでいる方のほか、今申し上げたような市民活動などを行っているかたですとか、法人や団体をいっておきまして、その下部にもありますが、ボランティア活動、公益的活動、公共的活動、そういったことも想定されているということでございます。</p>
内山会長	よろしいでしょうか。
D委員	<p>分かりました。これは自治基本条例の中の市民という定義になるのでしょうか。</p>
A委員	<p>実は、ここでいう市民は全部この自治基本条例で、いろんな権利義務があるということなんです。住所がなくても、その人の権利はあるし、逆に、ここで市民として当然の義務は果たさなければなりませんよ、守らなければなりませんよ、ということの規定している。</p> <p>どうしてかという、既に私たちの活動は、1つの市の中だけで動いているわけではない。そういうところで、いろんな権利義務を保障しないと市民活動は一切成り立たないのです。</p> <p>だから、そこにいる人たちは、ちゃんと自分たちの義務を果たさなければならない。私は白岡市民じゃないから白岡に来たら勝手なことができますというわけにはならないのです。</p>

	<p>私たちの日常の活動の場は、1つの市町村だけではないので、相互に係わり合いを持つ中で、それぞれの個人を大事にしようよということ。もっとすごい所は旅行者まで市民として規定している。できるだけ多く白岡で関わっている人に、市民として関わってほしい。</p>
内山会長	<p>ありがとうございました。他に何か意見ありますか。</p>
B委員	<p>8条の行政の責務で、「行政評価の方法を確立し、市民に分かりやすく公表する。」。この行政評価の方法なんですけれど、この辺のところは、これからの改善策としてどんなことを考えているのですか。</p>
事務局（内田主査）	<p>行政評価については、総合振興計画があり、事務事業を行っていくに当たり、3年間を計画期間とした実施計画を策定しています。その結果について、どのような成果が挙げたのか、総合振興計画の理念を実現するための活動の結果を市民に示していくものが行政評価です。</p> <p>そのようにあるべきということで取り組んでいますが、活動が続いていく中で、結果だけであれば、公表は簡単ですけれども、次に生かすため、どのタイミングで公表していくかは、現実として難しい側面があります。次の予算編成までに市民に公表して改善等のご意見をいただき、それを反映していくことは、実際の事務事業を行いながらでは難しいところがありますが、そういうところを改善して、こういう事業を実施して、総合振興計画実現のための事業を実施していることを公表しているということを考えています。</p>
B委員	<p>分かりました。これは、結構、難しいですね。東芝の粉飾ではないが、途中経過をできるだけ、透明にして評価して判断するというのは、とても難しいことだと思います。この辺のところは、分かりやすくということなのですが、出来るだけ行政の忝意が入らないように客観的に評価していただいて、なおかつ、タイムリー</p>

A委員	<p>に市民に公開していただきたい。</p> <p>あと、8条関係で他に市長への手紙制度や対話集会など、市民の意向を取り上げていく手法の中で、私はアンケートに注目しています。</p> <p>不特定多数の人の考えていることを、アンケートを行うことによって、今、市民の意識がどのへんにあるか、出来るだけ掴んで市政に反映していただくことが大事だと思う。なかなか、パブコメや市長に手紙を出すといっても、個人レベルでは出にくいのです。2,000から3,000の不特定多数の無作為で抽出してアンケートをして、回収・分析することは、タイムリーに市民の意向を掴んでいくために、良い方法であると考えています。</p> <p>ここに、アンケートというのは「転出入等に訪れた市民の方を対象に」とありますが、それに限らず、是非、アンケートを活用していただきたいと思います。</p> <p>19条の住民投票のところで、住民投票というのは、住民が発議して、意見を物申すということだけが強調されているようです。</p> <p>私どもの住民投票というのは、市長も、議会も、住民も三者がそれぞれ発議権がある。住民投票そのものに、とても意義があり、例え、市長が発議しようが、議会が発議しようが、住民が発議しようが、住民が意思を表明できる最大のチャンスです。</p> <p>だから、市長や議会は、もっと意見を求めることがあっていいのであって、制度の周知が不足しているのではなくて、市長にも議会にもそういうことが認識されていないのではないかと。</p> <p>住民が発議するだけでなく、市長が、この政策がいいのかどうかを住民に問うたり、議会が問うことができます。</p> <p>お金が掛かるというけれども、特に行政や議会がするのであれば、そのときの選挙と一緒にやれば、お金は掛からないんです。事実、諸外国や他のところでは、住民投票は日常的に行われていますから、議会のときにかさなるというのは、日常茶飯事なのです。</p> <p>そうすると、市民への周知ということばかり言っているけれども、住民投票の効用を、市長や行政機関、議会も含めて、もっと</p>
-----	---

<p>内山会長</p>	<p>考えてもらいたい。</p> <p>この住民投票条例は、今、Aさんがおっしゃったように、幅広く住民投票ができると、一定の課題というか、一定の基準のもとに必要かどうかを決めていくという制度になっていると思います。これも、実行という意味では、もっと検討が必要かなと思います。</p>
<p>事務局（河野課長）</p>	<p>Aさんから住民投票条例についてご意見をいただいたところですが、白岡市の住民投票条例の考え方といたしましては、市民の間や市民、議会、市長の間に重大な意見の相違が認められる状況があるなど、市民に直接賛否を問う必要があるものとする、意見の相違が認められる状況であるということが、現在の条例の中に入っています。</p> <p>いろいろあるのは分かっていますが、白岡市の住民投票条例としては、そういう状況に使うということで、Aさんのおっしゃるお話まで含めると、もう少し条例を大きく捉えるというような将来的な課題なのかなと考えています。</p>
<p>内山会長</p>	<p>ありがとうございます。他にございませんか。</p>
<p>C委員</p>	<p>3ページの12危機管理体制。この文面で防災協定については、検討する、あるいは、他の自治体と連携が必要ではないかというレベルでは悠長すぎる気がします。東海地震の3県の中には入っていないけれど、もう協定を結んでいますよというようなレベルにもっていかないといけないと思うのですが、どうでしょうか。</p>
<p>A委員</p>	<p>というのは、2に持っていけということね。見直しの方向性として1ではなくて。そういうことですね。</p>
<p>事務局（内田主査）</p>	<p>この部分の説明が不足していたので補足しますと、自治体間の協定については、13条のところに記載されている東部中央都市</p>

	<p>連絡協議会、田園都市づくり協議会、これらの協議会は、春日部市、久喜市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町で構成されています。災害時の相互応援の協定を結んでおり、その内容は、食料等の提供、被災者の救出、必要な物資の提供などとなっています。</p> <p>民間の企業については、例えば、三国コカ・コーラボトリングですと飲料水の優先供給、マミーマートですと食料品、日用品の提供、同様にコープみらい、飲料関係では、伊藤園、資機材ですと、コメリと協定を結んでおります。</p> <p>インフラ関係の復旧では、埼玉県電気工事工業組合、白岡市管工事業協同組合、国土交通省関東地方運輸局と協定を結んでおります。</p> <p>こういった各種の協定を結んでおきまして、課題として考えると首都直下型地震等の災害が発生したときに、将来的に姉妹都市や友好都市を将来的に検討する場合に、同時に罹災しない所と災害の相互応援協定を結び必要があるのではないかということで、12条関係の改善策を記載しましたので御理解くださるようお願いいたします。</p>
C委員	<p>例えば、備蓄という面では、市民に対して公表されているものがあるのでしょうか。</p>
内山会長	<p>ハザードマップがありますね。その中で、明示されております。そうはいつでも、このハザードマップが市民の方に本当に理解されているか、不足している部分があると思います。</p>
C委員	<p>ハザードマップでは、市役所のところは…</p>
内山会長	<p>水を被るようになっていきますね。</p>
C委員	<p>備蓄のことも書いてありましたか。</p>
内山会長	<p>書いてありました。避難場所には、必要に応じて備蓄品がよいされているはずですが。そういう答えでよろしいですか。</p>

C委員	はい。
事務局（野口部長）	<p>防災関係でございますけれども、全国的に阪神淡路大震災の後から意識が高まってまいりまして、東日本大震災があった訳ですが、白岡といたしましては、先だって九都県市合同防災訓練の埼玉会場となりました。これにより、関係機関との連携をはじめ、職員はもとより、市民の方の防災意識も高まったと認識しております。</p> <p>先ほど、備蓄の関係をご心配いただいたところですが、現在の防災の基本的な考え方は、「自助、共助、公助」で、まず、自ら行動して、自分の命を守りましょうということです。その次に隣近所、これは、正に参画と協働ということにつながってくるころであると思います。そして、最後に公助ということで、公の力が働くわけです。なかなか、すべての皆さんに救いの手を差し伸べるのは難しいので、自助、共助というところに重点に置いております。したがって、各行政区を中心に自主防災組織の育成に力を入れさせていただいております。各地に防災倉庫が出来てきているわけですが、もちろん市役所の備蓄もございますので、県でも川島、越谷などに備蓄基地がございますので、ヘリコプター等でもしものときは、救援していただくという状況でございます。</p>
内山会長	<p>先ほど、ご意見のあった危機管理体制、第12条の見直しの方向性について、1ではなくて2ではないかというお話がありましたが、いかがでしょうか。</p> <p>1のままでよろしいでしょうか。</p>
B委員	現状を○に設定するということですか。であれば、1です。
内山会長	では、そのままとします。
B委員	10番、11番職員の責務、行政組織。15条で「市役所内部での参画手続や協働についての啓発を図り、市民の参画機会を増

	<p>加させる。」とあり、市役所内部で反省を込めて書いていただいたのかと思いますが、市役所内部で参画と協働について、まだ職員の意識が十分でないという印象が強くあります。ですから、研修等について、担当業務に関する研修も必要ですけれども、それに併せて参画と協働についても、是非、全ての課で実施していただいて、参画と共同の意味について、徹底してほしいと思います。市全体にとってプラスになるからこそ、やるべきだし、我々もやろうとしているのであって、これは、みんなのためだということやっていただきたい。</p> <p>そういう観点からしますと、行政組織についても、果たして今の組織のあり方が、参画と協働に十分合致しているかということにつきまして、私は十分でないと考えております。例えば、市民協働課という課は、なくなってしまったということも、市民から見ると、参画、市民協働と言っておきながら、担当する課がなくなってしまって、どこかの課の1セクションになってしまうというのは、軽視しているように見られてもいたしかたないことだと思う。市民協働課について、大切なのは実態なのですが、実態がまだ十分でないのに市民協働課がなくなってしまったということは、どういうことなのかということで、行政組織についても、参画と協働ということを主体的に考えて、見直しをしていただきたい。縦割りの問題だとかを含めて、市民は十分に納得していないと感じております。そういう意味では、11条と12条について「条文に従いこれまでどおり取り組んでいく」ではなくて、「条文に従い新たな取り組みを検討する」に直していただきたい。</p> <p>11条と12条の見直しの方向性について、事務局どうでしょうか。</p> <p>10条については、おっしゃるとおり職員に対して周知を徹底していくことは大切であると思っております。今回、答申をいただいた後に、それに基づいて市民へのアンケート等や職員に対しての研修を実施していかなければならないと考えています。そして、その結果等をこの審議会で報告していきたいと考えておりま</p>
内山会長	
事務局（内田主査）	

A委員	<p>すので、10条については、「2 条文に従い新たな取り組みを検討する」でよろしいかと考えます。</p> <p>11条については、市民協働課の名称については、おっしゃるとおりだと思います。ただし、市になって、必要な組織体制が変わっていく中で、時機に応じて必要な見直しをしてきていると考えておりますので、この条文については「1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく」と考えております。</p> <p>市長から諮問されたことは、今どうなのかということで諮問されています。ただ、全体的な規定に、本来は自治基本条例が出来たときに、役所は議会を含めて参画と協働を基本とした自治基本条例を具体化するにはどうしたらいいのかという、進行計画、実施計画というものを伴っていれば、検証しやすかったと思います。何もないまま、検証となってしまっている。日本国憲法でもそうでしたけれど、すべて、いきなり浸透するということはないので、どう役所を含めて、市民、議会、三者一体となって、参画と協働を市民参画条例に基づいた市政を作り上げていくには、どんなことが必要か、何が欠けているか、どうするかという進行計画のようなものを立てなかったということが、検証をする上で問題だったと思っています。そういう意味で言うと、是非、全体的には条文はそのままでも、それをどう具現化していくか背策を検討していくという検証で言えば2番目の項目が全体としては必要なのではないか。そういう答申を出さないと、また、何にもなくて、個々で良かった、悪かったをということではなくて、私たちが、市民の作った側の責任があるのですが、どうこれを実現して、市民、行政、議会が実のあるものにしていくか、進行計画を持ちながら次の検証をしていかないと、検証しにくいと感じていますので、そういう点を頭にいれながら、まとめていただきたい。進行計画は今回はできないかも知れないけれど、そういう答申を後2年間あるわけですから、自治基本条例を具現化していくための進行計画を2年間のうちに作り上げて、次の検証をしやすくしていきたいと思いますので、提案します。</p>
-----	---

<p>内山会長</p>	<p><b>(2) 次回開催日について</b></p> <p>では、時間がまいりました。今日の議論は、ここまでとしまして、次回の開催についてお願いします。</p>
<p>事務局（内田主査）</p>	<p>事務局より(2)次回開催日について、説明がなされた。</p>
<p>内山会長</p>	<p>8月17日月曜日3時からということで、ご都合の悪い方はいますか。</p> <p>(D委員が欠席する旨を伝えた。)</p>
<p>内山会長</p>	<p><b>(3) その他</b></p> <p>その他についてお願いします。</p>
<p>事務局（森島主任）</p>	<p>6月に開催した第1回会議の報酬等について、8月7日に振り込むことが説明された。</p> <p>また、7月分の報酬等については、8月27日に振込する旨の説明が併せてなされた。</p>
<p>事務局（大谷課長補佐）</p>	<p>議事録について、各委員の発言等を確認し、修正点があれば8月5日水曜日までに事務局へ伝え、修正後の会議録を再度確認した後にホームページで公開する旨の説明がなされた。</p> <p>(質疑等)</p>
<p>内山会長</p>	<p>今、説明のあった会議録は相当な文言が入っていますが、もっと要約してもいいのではないかと感じました。</p>
<p>事務局（大谷課長補佐）</p>	<p>言い回し等について、直させていただいてホームページに公開させていただきます。</p>
<p><b>4 閉会</b></p>	

事務局（河野課長）	東川副会長が途中退席したため、河野課長が閉会を宣した。
-----------	-----------------------------